

令和3年度第1回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年4月5日(月)午後1時30分から午後3時18分
2. 開催場所 三次市役所 6階 601, 602会議室
3. 出席委員(18人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 加藤 好隆	6番 河本 研二	7番 木原 孝行	9番 橋本 正二
10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之	13番 廣瀬 勝秀
14番 福田 博之	15番 松山 和登	16番 箕田 英紀	17番 向井 泰治
18番 横田 和彦	19番 吉森 法和		
4. 欠席委員(1人)

8番 寺重 茂晴
5. 議事日程

報告第1号	利用権の終了(農用地利用集積計画)
報告第2号	農地法第3条の3(相続等による権利移動)
報告第3号	非農地証明願承認
報告第4号	農地転用(農業用施設)届出
議案第1号	農地法第3条
議案第2号	農地法第4条第1項
議案第3号	農地法第5条第1項
議案第4号	農用地利用集積計画
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
議案第6号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定
議案第7号	職員の任免
6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 森井主査 渡邊事務員
7. 会議の概要

局長 只今から、令和3年度第1回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長あいさつ)

局長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしくお願ひします。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。
本日の出席委員数をご報告いたします。本日の出席委員は18人です。
よって、総会は成立いたします。
寺重委員は検査入院されたと連絡を受けています。
本日の議事録署名者については、林委員、橋本委員の両名を指名いたしますのでよ

ろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度第1回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第1号から報告第4号までの4件です。

議案が、議案第1号から議案第7号までの7議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事の都合上、議案第7号「職員の任命」について先に審議したいと思います。事務局から説明を求めます。

局長 報告第7号「職員の任命」についてご説明します。

令和3年3月31日をもって、農業委員会事務局主任「長谷川克博」を市長部局に出向させる。

令和3年4月1日をもって、「森井健司」を農業委員会事務局主査に任命する。以上です。

議長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

異議なしと認め「森井健司」氏を主査に任命します。

また、任命議案ではありませんが、「渡邊英俊」氏が事務員として配属されましたので紹介します。

それでは森井主査から挨拶をお願いします。

(森井主査あいさつ)

議長 続いて渡邊事務員から挨拶をお願いします。

(渡邊事務員あいさつ)

議長 ありがとうございます。それでは議事日程に従い、報告第1号から報告第4号について、事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第1号「利用権の終了」について6件ご報告いたします。

内容は3月10日までに利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については議案書をご一読してください。

続いて、報告第2号「農地法第3条の3」について9件ご報告いたします。

内容は3月10日までに相続等による所有権移転の届け出があったものでございます。詳細については議案書をご一読ください。

続いて、報告第3号「非農地証明願承認」について2件ご報告いたします。

大変恐れ入りますが、議案書の差し替えをお願いします。報告提出日と所在地に誤りがございましたので、訂正し差し替えをさせていただきたいと思っております。大変申し訳ありません。

差し替えの方を見ていただき、申請番号34、申請人が●●●●さん、非農地となった理由は、平成2年ころから耕作放棄・原野化し、現在に至っています。

続いて申請番号35, 申請人が●●●●さん, 非農地となった理由は, 平成16年に住宅を建築・宅地化し, 現在に至っています。

続いて報告第4号「農地転用届出」について1件ご報告します。

申請番号11, 届出人が●●●●さん, 内容は農機具庫の建築です。
報告については以上です。

議長 報告第1号から報告第4号まで報告をいたしました。何か質問があればどうぞ

(質疑なし)

議長 続きまして議案第1号「農地法第3条」について事務局から順次説明を求めます。

局長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について9件ご説明申し上げますので, ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号1, 譲受人が●●●●さんで経営面積は3,207㎡です。

本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお, 本件は譲受人が所有権移転に合わせて●●●●へ貸付けしようとするものですが, 「農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその法人へ貸し付けようとする場合」として, 農地法第3条第2項第6号に定める転貸が認められる特例に該当するものです。

議長 地元委員の意見はありますか

委員 譲渡人の●●●●さんは●●●●に居住され, 30年前くらいから●●●●さんに管理・耕作を任されておりました。

このたび, ●●●●さんもお歳を召されたということから譲りたいという要望で●●●●さんへお話しされ, 話がまとまりました。

●●●●さんは●●●●という会社組織で営農されており, これからも継続して管理・耕作されると思います。

周辺農地等に与える影響もなく, 大型機械もたくさん持っておられるので問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。

議長 これに対する異議はありますか。

異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。

異議なしと認め申請番号1を決めます。

続いて申請番号2の説明を求めます。

局長 申請番号2, 譲受人が●●●●さんで新規営農です。

本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人の●●●●さんは、体調が悪く、介護が必要な状態で病院に入退院を繰り返しておられます。

家に帰ることもできず、家を空き家バンクに登録されていたところ、県外から●●●●さんが農地とともに家を購入されるという話でまとまっております。

●●●●さんは農業をしたことがないようで、電話をかけてお話を聞いてみたところ、農業経験はないとのことでしたが、●●●●さんが使われていた機械をそのまま譲り受け、野菜等を作りたいとおっしゃっていました。

このようなことから問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号2を決めます。
続いて申請番号3の説明を求めます。

局 長 申請番号3、譲受人が●●●●さんで、経営面積は9,444㎡です。
本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人の●●●●さんは、遠方に居住しておられ農地の管理・耕作はできない状況にあるため、農地の近くに住んでおられる●●●●さんに譲渡することにされました。

譲受人の●●●●さんは、約9反4畝あまりの農地を耕作されておられる大型の専業農家で所有する農機具及び農業に従事する状況から見て、今後もすべての農地を効率的な利用が図られるものと認められます。

また、用水等につきましても現状と変更はなく、周辺農地への農業上の利用に支障が生じる恐れはないと思います。

以上、審議の程よろしくをお願いします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号3を決めます。
続いて申請番号4の説明を求めます。

局長 申請番号4, 譲受人が●●●●さんで, 経営面積は3,576㎡です。
本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 ●●●●さんは両親と一緒に農業を営んでおられ, 自分名義の農地はありませんが農業後継者であります。

今回, 父親が所有している農地の中央に荒廃した農地があって, これを借り受けて営農の拡大を図られたということでございます。

農業に使用する機械はすべて揃っており, 農業に従事する時間も妥当だと思います。また周辺農地への影響, 或いは地域との調和等には支障がないと考えます。ご審議のほど, よろしく願います。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号4を決します。
続いて申請番号5の説明を求めます。

局長 申請番号5, 譲受人が●●●●さんで, 経営面積は3,277㎡です。
本件は, 別紙農地法第3条調査書のとおり許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 ●●●●さんは, ●●●●さんの弟にあたります。
●●●●さんは鶏卵をやっておられるのですが, ●●地区の圃場につきましては●●●●さんが数年前から野菜を作っておられ, 直売所の方にも出荷されています。他にも小さな圃場で野菜を作っておられ, 今後とも耕作を続けていかれるということで問題がないと思っております。
ご審議のほど, よろしく願います

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号5を決します。
続いて申請番号6は取り下げとなっておりますので申請番号7の説明を求めます。

異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 ありがとうございます。

異議なしと認め申請番号8を決します。

続いて保留案件の申請番号91は本日取り下げとなりました。

議案第1号「農地法第3条」については、取り下げのあった申請番号6・91を除き、申請番号1から申請番号8まで異議なしと決します。

議長 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項」について、事務局から順次説明を求めます。

局長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について8件、ご説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

申請番号1、申請人が●●●●さん、内容は賃貸マンションの建築です。

申請地は都市計画法の用途地域内にあることから第3種農地と判断されます。

以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

係長 ●●●●が本日欠席をしておりますので、代読します。

現地の確認をさせていただきました。

すべての農地をこの建築物に要するわけではなく、許容範囲内で集合住宅を建てるものです。

雨水については、市道水路に落とし、生活雑排水については公共下水に集積枳がありますのでそちらに流していきます。

近隣は住宅街になっており、何ら支障がないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 これに対して異議ありませんか。

異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 ありがとうございます。

異議なしと認め申請番号1を決します。

続いて申請番号2の説明を求めます。

局長 申請番号2、申請人が●●●●さん、内容は宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請地は昭和●年から昭和●年にかけて河川改修及び鉄橋の付け替えが行われ、田の一部が河川等になり、残った面積が76㎡となりました。

残されたわずかな面積では耕作することができず、そのまま放置しておりましたが、山の中の共同墓地の墓をここに持って帰りました。

現在は墓を取り除き、今後は物置として、また植栽の配置を考えております。

空き家バンクに登録しておりましたが、この度、売却に向けて具体的な話が進み始めたことで、登記の整理を始めた際に判明しました。

申請地は北側が水路、西側は市道です。

なお、購入希望者は新規就農で希望しておられます。

また、現地確認の際、空き家バンクに付帯する農地3筆の確認をいたしました。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号2を決めます。
続いて申請番号3の説明を求めます。

局長 申請番号3、申請人が●●●●さんで内容は農業用倉庫の建築です。
申請地は、農振農用地区域内にある農地ですが、農地法第4条第6項「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」として農振農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当します。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 ●●●●さんは現在、2町4反余りの田を耕作されていますが、農業に必要な農機具はすべて所有されています。
既存の農業倉庫が非常に狭くてトラクターやコンバイン等の農機具はシートを掛け、現在、青空保管をされています。
また収穫時の米の乾燥や出荷時にも不便を生じているため、新たに農業用倉庫を建設する計画を立て、敷地を色々と物色されておられましたが、適切な場所がないために自宅近くにある利便性の良い●●●●さん所有の当該土地に建設されることになりました。
なお、農地転用に伴います支障の有無につきましては、排水は自然流下で用水は必要としません。
また、土砂の流出・崩壊などの防御は現状のままで特に被害を生じる恐れはなく、周辺農地に悪影響を及ぼすことはない認められます。
以上、審議をよろしくをお願いします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号3は許可妥当として処理諮問いたします。
続いて申請番号4の説明を求めます。

局 長 申請番号4、恐れ入りますが議案書の訂正をお願いします。
面積について、208㎡となっていますが、本件は一部転用であり正しくは、208㎡の内35.7㎡です。「の内35.7㎡」とご追記ください。
申請番号4、申請地の面積が208㎡の内35.7㎡、申請人が●●●●さん、内容は墓地の整備です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。
墓地埋葬法許可見込みです。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 ●●●●さんの弟さんが●●におられたのですが、令和●年●月にお亡くなりになり、その墓を本家の隣に建立するという事です。
弟さん夫婦には子供さんもないということで本家の隣にお墓を建立しお世話をしていくということでもあります。
土地の利用計画、周辺の農地の環境から見ても妥当と思います。
審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号4を決めます。
続いて申請番号5の説明を求めます。

局 長 申請番号5、申請人が●●●●さん、内容は農家住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請人は現在●●で生活されていますが、実家は申請地から500mくらい離れたところにございます。
実家には母親が住んでおられ、お歳を召されていることもあり、近くで看たいとのことで家を建てられることとなりました。

南側に●●から●●に至る農免道が走り、進入路は里道を使うこととなります。
雨水は西側の側溝に排水し、生活雑排水については合併浄化槽を設け処理し、雨水と同じく側溝に排水します。
資金的にも退職金を充てられるということで支障はないと思われしますのでご承認いただきたいと思います。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号5を決めます。
続いて申請番号6の説明を求めます。

局 長 申請番号6、申請人が●●●●さん、内容は農家住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 ●●●●さんは平成●年頃より新規営農で賃貸として利用されていましたが、平成●年●月に3条申請で農地及び住宅を購入されました。
その際、前所有者から申請地には倉庫が建っていたと聞いており、宅地と思い込み建築され建物登記をするまでわかりませんでした。
家族が増え子供が大きくなり、生活環境のことを考え庭敷や駐車スペースに利用したいと考えておられます。
事前に建築した始末書は提出済みです。
生活排水は合併浄化槽を設けて市道側溝へ排水しております。
周辺の農地への影響はありません。
ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号6を決めます。
続いて申請番号7の説明を求めます。

局 長 申請番号7、申請人が●●●●さん、内容は宅地拡張です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号8は許可妥当として処理諮問いたします。

議 長 議案第2号「農地法第4条1項」について、申請番号1、申請番号2、及び申請番号4から申請番号7を異議なしと決し、申請番号3と申請番号8を許可妥当として処理諮問します。
それでは続いて議案第3号「農地法第5条第1項」について事務局から説明をお願いします。

局 長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について41件ご説明申し上げます。
ご承認いただきますようよろしくお願いします。
申請番号1、譲受人が●●●●さん、内容は宅地拡張です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 この土地は国道54号沿いで、●●を過ぎて300メートル先、右側になります。
この土地は少し傾斜地ですが国道の歩道に土砂が流出しないよう配慮した工法で施工するそうです。
自宅への進入路と駐車場として敷地の拡張をします。
周辺農地への影響はないものと考えます。
審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号1を決めます。
続いて申請番号2の説明を求めます。

局 長 申請番号2、譲受人が●●●●さんで、内容は駐車場の整備です。
申請地はJR●●駅から概ね300メートル以内の農地等であることから第3種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 ●●●●さんは現在、●●に住まわれておりますが、この度、親元である●●●●さん宅隣に新築されることとなりました。

建築予定地に駐車場スペースがないため、このほど申請地である畑を駐車場に利用したいと考え申請されました。

転用に伴う雨水等につきまして、周辺農地への影響はありませんのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号2を決めます。
続いて申請番号3の説明を求めます。

局 長 申請番号3、借主が●●●●さん、内容は太陽光発電設備の設置です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請者は現在、●●に住まわれています。
10数年前から耕作放棄しており、休日に里帰りをして草刈り等による保全管理をしています。
高齢によることと、今後も耕作の意思がなく本申請に至ったものです。
申請地は二方向が道路に面しており、排水溝も整備しており、他方向は本人所有の田で植栽をしています。
周囲の地権者とのトラブルはありません。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号3を決めます。
続いて申請番号4と申請番号5は関連がありますから、併せて議案としたいと思います。
事務局から一括して説明を求めます。

局長 申請番号4と申請番号5は太陽光発電設備の設置を目的とした同一事業です。
譲受人が●●●●です。
本2件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済みです。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人は現在高齢となり耕作されておらず、また、居住地から離れているため今後の管理が困難です。
土地有効利用を考え太陽光発電を設置される考えです。
転用に伴う雨水につきまして周辺農地に及ぼす影響はありませんのでご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号4と申請番号5を決めます。
続いて申請番号6の説明を求めます。

局長 申請番号6、借主が●●●●、内容は太陽光発電設備の設置です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済みです。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人は、現在高齢となり後継者もおられないため耕作されておらず、今後の管理が困難と思われれます。
土地の有効利用を考え、太陽光発電を設置される考えです。
転用に伴う周辺農地に及ぼす影響ありませんのでご審議ください。
よろしく願いいたします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。

異議なしと認め申請番号6を決します。

続いて申請番号7から申請番号9は関連がありますから、併せて議案としたいと思います。

事務局から一括して説明を求めます。

局長 申請番号7から申請番号9の3件は●●の同一地域内に計画されている個別の太陽光発電設備設置事業です。
譲受人は●●●●●●，申請地の転用面積は何れも3,000㎡未満です。
本3件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人の●●●●●●さんの農地は長年不耕作となっております。
後継者がいないことから、今回この農地を売却して太陽光発電システムを設置いたします。
申請地は大きな建物もなく、周辺農地への支障はありません。
雨水は自然流下で除草は年2回草刈を行うということでございます。
審議よろしく願いいたします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号7・8・9を決します。
続いて申請番号10の説明を求めます。

局長 申請番号10、借主が●●●●●●，内容は太陽光発電設備の設置です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人の●●●●●●さんをご高齢で、現在この農地の耕作をしておられません。
農地が荒れる前に何か手を打ちたいということで太陽光発電の候補地に選ばれました。
南側は山手で、北側は●●川の堤防です。
特に周辺に家もなく、排水についても特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号10を決めます。
続いて申請番号11から16、そして申請番号28から38までは関連がありますから併せて議案としたいと思います。
事務局から一括して説明を求めます。

局 長 申請番号11から申請番号16及び申請番号28から申請番号38は、複数の事業者により●●の同一地域内に計画された太陽光発電設備設置事業です。
申請番号34と申請番号35が互いに共用地である他はすべて個別の事業です。
本申請17件・16事業の譲受人は●●●●外3社・9名です。
申請地の転用面積は何れの事業も3,000㎡未満です。
各申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。
何れも再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 この地域は棚田の農地であり、東側が山、西側が●●川で南側に開けた農地である。雨水と堤がかりの用水で耕作をしておられましたが、譲渡人の皆さんご高齢になられたうえ、水もなかなか来ないということから今回の太陽光発電の候補地にされました。
雨水の排水は、現在の用水路を共用できますので特に問題にありません。
また、周辺の個々の農地への影響はなく、地元への事業説明も完了し、周知されています。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め、申請番号11から申請番号16及び申請番号28から申請番号38を決めます。
続いて申請番号17の説明を求めます。

局 長 申請番号17、譲受人が●●●●さん、内容は宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請者の●●●●さんは、●年前に当家を購入され、本申請地も自宅周辺にあり管理されております。

現在、玄関前に車を停めておられますが、落石の不安や出入りが不便なため一部を駐車場として利用したく申請されました。

残りの農地については、畑作として果樹を植えて管理されます。

雨水は南側の川及び東側の水路に自然流下されます。

工事にあたっては、周辺地域に被害を及ぼさないよう注意して行われます。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号17を決めます。
続いて申請番号18の説明を求めます。

局 長 申請番号18、譲受人が●●●●で内容は駐車場の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い駐車場が手狭になったため、本社隣の土地を譲り受けて駐車場として活用したいとのことで申請されました。

南側と西側は水路と道路、北側と東側は宅地となっております。

雨水は西側と南側の水路へ自然流下されます。

東側の一部と北側にコンクリート擁壁を設け、宅地への土砂流出防止をされます。

工事施工にあたっては、周辺地域に被害を及ぼさないよう行われます。

なお、既に駐車場として利用されており、今後このようなことがないようにと顛末書が添付されております。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号18を決します。
続いて申請番号19と20は関連がありますので併せて議案としたいと思います。
事務局から一括して説明を求めます。

局長 申請番号19と申請番号20は進入路の整備を目的とした同一事業です。
譲受人が●●●●さんです。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 この件につきましては、●●●●さんのご主人が亡くなられ、相続登記をする際に家への進入路の名義が変わっていないことが発覚しました。
ご主人が生前に居宅を建てられ、居宅へ通ずる進入路がないということで、当時●●●●さんと親戚の●●●●さんからそれぞれ土地を譲っていただいております。
しかし、三者とも現在お亡くなりになっており、詳細がわからない状況です。
今回の申請には既に施工済みの状況であることから顛末書を添付していただいておりますが、前述のとおり詳細がはっきりわからない状況です。
有償か無償かということにつきましても、無償という表示をしてありますが、実際にはわかっていません。
よろしくをお願いします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号19申請番号20を決します。
続いて申請番号21の説明を求めます。

局長 申請番号21、譲受人が●●●●で、内容は倉庫及び駐車場の整備です。
申請地は、県営ほ場整備事業●●地区として昭和●年度から昭和●年度にかけて整備された第1種農地です。
周辺はすべて第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。
本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として第1種農地の不許可の例外に該当します。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 先ほど事務局から説明がありましたが、●●の県営ほ場整備事業でできた農地でございます。

この農地は、他の農地とは隣接していません。

元々この農地を持っておられた隣接の方の居宅も●●●●さんが改築され、現在は事務所と作業所として利用されております。

この建物と一体利用ということで、倉庫と駐車場として利用したいということで、第1種農地を転用することについてはやむを得ないと考えます。

よろしく願いいたします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号21は許可妥当として処理諮問いたします。
続いて申請番号22の説明を求めます。

局長 申請番号22、譲受人が●●●●さん、内容は農家住宅の建築です。
申請地は土地改良事業●●地区として、昭和●年度から昭和●年度にかけて整備された第1種農地です。
周辺はすべて第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。
本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として第1種農地の不許可の例外に該当します。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲受人は、農業経営を継続していくため、譲渡人宅の隣である申請地に住宅を建築し、農業後継者として農業を手伝うものです。
申請地は、北側は道路、東側が市道、南側に農道と農地、西側が道路となっております。
生活排水は合併浄化槽を設けて市道側溝へ排水します。
雨水も枳を設けて市道側溝へ排水します。
周辺農地への影響はありません。
よろしく願いいたします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。

異議なしと認め申請番号22は許可妥当として処理諮問いたします。
続いて申請番号23の説明を求めます。

局長 申請番号23、借主が●●●●さんと●●●●さんです。
内容は農家住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 息子さんがUターンでこちらへ帰ってこられ、ルッコラの生産をされています。
現在の居宅は背戸がすぐ山になっており、これが土砂災害指定地域となっているため、増築ができない状況であり、今現在は別のところに住んでおられます。
こちらに住むため、申請の農地に住宅を建築したいとのことです。
南側は用排水路になっており、合併浄化槽を設置して用排水路へ流すため、問題はないと考えます。
以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号23を決めます。
続いて申請番号24の説明を求めます。

局長 申請番号24、譲受人が●●●●●、内容は駐車場の整備です。
申請地は、団体営ほ場整備事業●●地区として昭和●年度から平成●年度にかけて整備された第1種農地です。
周辺はすべて第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。
本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として第1種農地の不許可の例外に該当します。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議長 ●●にある●●●●●というお寺があり、このお寺の駐車場が現状では非常に狭い状況です。
地域の方が集まられたり、法要があったり、その他お寺の行事があったときに駐車場に困っておられるということで譲渡人の●●●●●さん、この方が●●●●●の住職ですが、●●●●●さんの田を●●●●●に譲渡して駐車場を作りたいとのことです。
この駐車場を作ることによって周辺農地へ悪影響があるということは考えられないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号24は許可妥当として処理諮問いたします。
続いて申請番号25の説明を求めます。

局 長 申請番号25, 借主が●●●●, 内容は太陽光発電設備の設置です。
申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済みです。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請地は●●地区の●●●●の田です。
高齢化が進んできて, なかなか耕作できないことから, やむを得ず, 太陽光発電の候補地ということで, ●●●●さんと交渉されました。
周辺の家や農地を持っておられる所有者の方との話し合い及び説明は完了しており, 水稲への影響も特にありません。
雨水は自然流下です。
年に2回以上の草刈を行うということが約束されておられるようです。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号25を決めます。
続いて申請番号26の説明を求めます。

局 長 申請番号26, 借主が●●●●, 内容は太陽光発電設備の設置です。
申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済みです。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委員 ●●●●さんは居住が●●のため、相続されてからは帰って耕作することはできず、今は耕作を行っておられません。

草刈だけはされていますが、今後耕作する予定はなく、今回賃貸で●●●●へ太陽光設備を設置していただくようになっております。

防草シート設置し、雨水は、現状田んぼの排水路を利用し自然流下するため、隣接地には支障がないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号26を決めます。
続いて申請番号27の説明を求めます。

局長 申請番号27、借主が●●●●、内容は太陽光発電設備の設置です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済みです。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 本件は3月24日に地元委員で現地確認を行いました。
譲渡人の●●●●さんは、●●に移住されており、なかなか水田としては活用できず耕作されていません。
ここを数年は草刈だけの管理でありました。
だんだん歳も取られ草刈も苦痛になり困り、●●●●さんに相談され今回の申請になりました。
現状のまま利用し、防草シートを全面に敷き、雨水は自然流下、また多い時には水路へ排水、必要に応じてU字溝を設置し、汚水は発生しないので問題ありません。
また、隣接所有者・近所の同意は得ています。
審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号27を決めます。
続いて申請番号39の説明を求めます。

局長 申請番号39、譲受人が●●●●さん、内容は資材置場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 この土地は現在耕作されておられません。
●●道を作る時に、進入路をつけられ、工事後に原状に戻す予定でしたが、このままでいいという地主の意向でそのまま放置され現在に至っております。
この件につきましては顛末書をつけてあります。
この土地は水路と道路に挟まれ独立した農地です。
イノシシ等に荒らされ、耕作ができる見込みがたたず、今回、資材置き場として購入されるということで話しがまとまりました。
ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号39を決めます。
続いて申請番号40の説明を求めます。

局 長 申請番号40、譲受人が●●●●さん、内容は一般住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲受人の●●●●さんは現在●●のアパートに居住されておりますが、一戸建ての住宅へ居住したいということで敷地を探しておられましたが、適切な場所が見当たらず親戚の譲渡人●●●●さん所有の当該申請地を譲り受け建設されることに合意いたしました。

申請地は、東側に道路、西側と南側は母屋の宅地、北側は河川になっております。
生活排水は合併浄化槽を設け、雨水とともに北側の河川へ放流される予定です。
西側と南側には擁壁を設けて土砂の流出を防止いたします。
これらの状況から見まして、周辺地域及び農地への農業上の利用に支障はないものと認めます。
なお、工事に当たりましては、周辺地域に被害を及ぼさないように注意をして行われます。
以上でございます。
審議の方よろしくお願ひいたします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号40を決します。
続いて申請番号41の説明を求めます。

局 長 申請番号41、譲受人が三次市、内容は駐車場の整備です。
申請地は概ね10h a 以上の一団の農地等の区域であることから、第1種農地と判断されます。
周辺はすべて第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことからやむなく申請地を選定しました。
本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として第1種農地の不許可の例外に該当します。
農振農用地区域除外見込みです。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありますか。

委 員 譲受人の三次市は、市立川地保育所への子供の送迎時の混雑・渋滞解消のために、保育所に隣接している利便性のよい本申請地を譲渡人●●●●さんから譲り受けて駐車場として整備利用するものでございます。
申請地は何れも水路を挟んでおりまして、東側は保育所の敷地、西側及び南側は道路、北側は田んぼとなっております。
当該地につきましては、地盤の改良後、アスファルト舗装をし、雨水は南側の水路へ排水をいたします。
施工に当たりましては、農地及び水路への土砂流出防止など被害防止に注意し、周辺地域や農地への農業上の利用に支障がないものと認めます。
以上、審議方よろしく願いいたします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め申請番号41を許可妥当として処理諮問します。
議案第3号「農地法第5条第1項」について、申請番号1から申請番号20、申請番号23及び申請番号25から申請番号40を異議なしと決し、申請番号21、申請番号22、申請番号24及び申請番号41を許可妥当として処理諮問いたします。

議 長 議案第4号「農用地利用集積計画」について、事務局から説明を求めます。

局長 議案第4号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を策定したのでご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
94ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。
農地中間管理権の取得を伴わない貸借権設定が53件で216,949㎡、農地中間管理権の取得を伴う貸借権設定が52件で333,464㎡、合計105件で550,413㎡です。
各申請については議案書33ページから93ページをご一読ください。
以上です。

議長 ご質問等がございましたらお願いします。

議長 よろしいですか？
それでは議案第4号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。
議案第4号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議長 続いて、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」についてご説明申し上げます。
ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
本件は、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について、適当と認める旨回答しようとするものです。
配分計画の内訳につきましては、98ページをご覧ください。
一件目が辻塚地区において作成されている人・農地プランに基づき、担い手である農事組合法人辻塚に農地164筆295,562㎡を農地中間管理機構を通じて転貸するものです。
二件目が108ページ、向江田地区において作成されている人・農地プランに基づき、担い手である株式会社福田農場に農地24筆37,902㎡を農地中間管理機構を通じて転貸するものです。
説明は以上です。

議長 まずはご意見、ご質問等があればどうぞ
よろしいですか。

議長 それでは、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について異議ございませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。
異議なしと認めます。
議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議長 続いて、議案第6号、「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定」について、事務局から説明を求めます。

局長 112ページになります。
議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定」についてご説明申し上げます。
ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
本件は、「三次市農業委員会農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく地区指定に係る事務処理規程」により、農地法第3条許可に係る別段の面積を10アールとする区域を変更しようとするものです。
その内容は、設定区域への「登録申請」のあった●●●●●・●●●●●・●●●●●の3筆を当該区域へ設定しようとするものです。
これらの土地は、空き家情報バンクに登録された同一の空き家に付随する農地であり、地目が田又は畑、面積の合計が390㎡で当該事務処理規定に定める基準を満たすものと考えられます。
説明は以上です。

議長 何がお意見ございますか。
よろしいですか。
では、議案第6号、「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定」について、異議ございませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 ありがとうございます。
異議なしと認めます。
議案第6号、「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定」について、承認することに決めます。

議長 以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。
事務局から一般報告や協議事項等がありましたらどうぞ。
（一般報告）
委員の皆様から何かございますか。
以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係長 次回の総会は、5月6日（木）午後1時30分から、三次市役所6階601会議室及び602会議室で開催する予定です。
どうぞよろしくお願いいたします。
以上で、令和3年度第1回農業委員会総会を終了します。